

【大人版】(仮称)滑川市子ども・子育て基本条例(素案)に関する パブリックコメント実施結果

○募集期間 令和7年9月16日(火)～令和7年10月15日(水)

○意見提出状況 意見提出者 2名 意見件数 13件

○提出された意見の概要と市の考え方

番号	該当箇所	意見	市の考え方
1	全文	文末に「～ものとする」が18回も出てくるのは目障りである。自然な日本語に改められたい。	この条例は、子ども及び子育ての理念条例として制定することとしています。「～しなければならない」は一定の義務付けの意味があるのに対し、「～ものとする」は、それより若干弱い表現とされていることから、理念条例には素案の表現が適当と考えています。
※2	条例の名称	「滑川市子どもの権利条例」とする。	この条例は、子どもの権利だけでなく、子育てについても規定しているため「子ども」と「子育て」を並列させた名称が適当と考えています。
※3	全文	「子ども」を「子供」とする。	子ども家庭庁より、子ども基本法の基本理念を踏まえ、ひらがな表記の「子ども」の使用を推奨されているため、この条例でも「子ども」表記を考えています。
※4	第4条～第11条、第13条	「～ものとする」を「～しなければならない」とする。	この条例は、子ども及び子育ての理念条例として制定することとしています。「～しなければならない」は一定の義務付けの意味があるのに対し、「～ものとする」は、それより若干弱い表現とされていることから、理念条例には素案の表現が適当と考えています。
※5	前文	「本市は、憲法・子どもの権利条約及び子ども基本法にのっとり…」とする。	子ども基本法は日本国憲法及び子どもの権利条約の趣旨に沿って制定されていますが、この条例は子ども基本法を基本としており、子ども基本法にそれらの趣旨が含まれているため、「子ども基本法」のみの表記を考えています。
※6	(目的) 第1条	「…役割を定め、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を尊重し、子どもの健全な成長を社会全体で支援すること及び、保護者が子育てに夢や希望がもてるまちの…」とする。	ご意見を踏まえ、子どもの権利を尊重する表記の追加を検討します。
※7	(基本理念) 第3条	「…基本理念は、子どもの権利条約4つの原則に基づき、次のとおりとする。」とする。 「(3)子どもの意思を…」を「(3)子どもの意見を…」とする。	基本理念は、第1号から第4号は子どもの権利条約及び子ども基本法第3条の趣旨を踏まえ規定しているのに加えて、第5号に子育てについての規定もしていることから、この部分は素案が適当と考えています。 第3号につきましてはご意見を踏まえ、子どもの権利条約に基づき「意思」を「意見」へ修正することを検討します。
※8	(子どもの大切な権利) 第4条	「子どもの大切な権利」を「子どもにとって大切な権利」とする。 第1項「…権利が大切に守られるものとする。」を「…権利が保障されなければならない。」とする。 素案の第2項～第4項を以下の第2項～第5項の内容とする。 2 差別の禁止 すべての子どもが、人種、国籍、出身、性、個性、意見、宗教、障がい、経済状況等、いかなる理由によっても差別されないために、次に掲げる権利が保障されなければならない。 ・命が守られること。 ・かけがえのない存在として、愛情と理解をもって育まれること。 ・虐待、体罰、いじめ等、あらゆる暴力や犯罪から守られること。 ・あらゆる差別を受けないこと。 ・安全に過ごすことができるための居場所があること。 ・権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。 3 子どもの最善の利益 子どもに関することが決められ、行われるときに、その子どもにとって最も良いことが考慮されるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。 ・個人の価値が尊重されること。 ・自分の考えを自由にもち、表現することができること。 ・信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。 ・プライバシー及び名誉が守られること。 ・自分の持っている力を発揮できること。	見出しの「子どもの大切な権利」につきましては、条文の内容を簡潔に表現したものであることから、素案が適当と考えています。 「…権利が大切に守られるものとする。」の部分につきましては、言葉の意味として「守る」は主にルールに従う個人(住民等)の行動を指すのに対し、「保障」は条例を提供する側の維持を指しており、この条例は理念条例として制定することから、「守る」の表現が適当と考えています。 子どもの権利条約の4つの柱について表記していますが、この条例は子どもの権利だけでなく、子育てについても定めていることから、全体の構成等を考慮し、子どもの権利だけを詳細に表記するのではなく、素案が適当と考えています。

番号	該当箇所	意見	市の考え方
		<p>4 生命、生存及び発達に対する権利 子どもの命が守られ、持って生まれた能力を伸ばして発達・成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学ぶこと。 ・遊ぶこと。 ・休むこと。 ・日常の衣食住が保障され、安心して生活すること。 ・必要に応じて医療・療養を受けること。 ・社会活動に参加し、様々な人と触れ合うこと。 ・多彩な文化・スポーツ活動に参加すること。 <p>5 子どもの意見の尊重 子どもは、自分の意見を自由に表明する権利があり、その意見が子どもの発達に応じて適切に考慮されるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を表明する機会が保障されること。 ・自分たちの意見が尊重されること。 ・意見を表明するために、必要な情報の提供、その他必要な支援を受けられること。 	市の考え方
※9	(市民等の役割) 第6条 第4項	<p>「市民等は、子どもの健やかな成長を支え、子育て家庭を見守り支援するとともに、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。」とする。</p>	第4項は、主に「子育て家庭」に対する市民等の役割を規定しているため、素案が適切と考えています。
※10	(学校等の役割) 第7条	<p>「学校等は、こどもの権利を保障し、…」を「学校等は、子どもの権利を尊重し、…」とする。 第2項、第3項として以下を追加する。 2 学校関係者は、虐待、体罰、いじめ、排除等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関との連携に努めなければならない。 3 学校関係者は、発達段階に応じて子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。</p>	<p>(学校等の役割)第7条第1項につきましては、学校等は市の機関または市が委託している施設が主であり、子どもに対して責任をもって接する立場であるため、こどもの権利を「守る」という意味がより強い「保障」という表記が適切と考えます。 追加のご意見をいただいた第2項の虐待、体罰、いじめ、排除等につきましては、いじめ防止の具体的な方針を市及び各学校で定めているため、これらについては、この条例では規定しないことを考えています。 追加のご意見をいただいた第3項につきましては、同趣旨として素案の第1項に「…こどもの年齢及び発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。」と規定していますので、素案が適切と考えています。</p>
※11	(市の役割) 第8条	<p>以下の内容を追加する。 (5) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所をつくること。 (6) 子どもが社会とのかかわりの中で豊かに育つことのできるための遊び及び、体験の場をつくること</p>	<p>追加のご意見をいただいた第5号の居場所づくりにつきましては、素案の第9条「こどもの体験の機会の提供」として、多様な体験の機会を提供することを規定しており、このことがこどもの居場所づくりにもつながるものと考えているため、居場所づくりについて改めて追加しないことを考えています。 追加のご意見をいただいた第6号につきましては、素案の第9条で規定しています。</p>
※12	(推進体制の整備) 第11条	<p>「…又は参加する子ども会議等を開催し、子どもが主体的に参加する機会を確保し、…」とする。 第2項として次の条文を新設する。 2 子どもに関する施策を推進するための計画策定や、施策の推進・検証・提言のための「滑川市子ども・子育て支援協議会」(仮称)を設置する。この機関の運営の詳細は14条に則り、別途制定する。</p>	<p>条例を制定するにあたり、意見表明の方法について、こどもにもヒアリングを行ったところ、こども会議等の対面での表明より、SNSや書面での方法が表明しやすいとの意見が多かったことから、「こども会議等の開催し」という表記はしないことを考えています。 追加のご意見をいただいた第2項につきましては、素案の第8条「市の役割」に、「こども・子育て支援施策を計画的に推進すること」を規定しているため、素案が適切と考えています。</p>
※13	その他 (条の新設について)	<p>(市の役割)第8条のあとに、(虐待・体罰・いじめ等の救済)を第9条として新設し、以下の条文を明記する。(これに伴い、第9条以降の条文番号を変更する) (虐待・体罰・いじめ等の救済) 第9条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等学校関係者及び関係機関と連携・協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談救済のために必要な措置を講じなければならない。 2 子どもの権利を侵害された場合に相談できる救済機関「子どもの権利オンブズパーソン」(仮称)を設置する。救済機関は、いじめ問題をはじめ、子どもの人権に関わる諸課題の解決に寄与する機関として、市の子ども一人一人の子どもの権利を尊重し、確保することを目的とする。この機関の運営の詳細は14条に則り、別途制定する。</p>	追加のご意見をいただいた虐待、体罰、いじめ等の救済につきましては、いじめ防止の具体的な方針を市及び各学校で定めているため、これらについては、この条例では規定しないことを考えています。

番号	該当箇所	意見	市の考え方
	<p>※ 2～13の 意見の理由</p>	<p>(1)条例策定の目的と意義 条例策定の目的と意義は、日本国憲法や子どもの権利条約、「こども基本法」が保障する子どもの権利をより具体的に分かりやすくし、それを保障するための大人や自治体の役割、取り組みを明確にし、子どもが権利の主体であるという理念に基づき、以下の4点に留意することが必要です。 ①子どもの権利を明確にする。 ②紛争解決の基準を明確にする。 ③行政活動の根拠を明確にする。 ④自治体の特性を反映する。 (2)条例が目指すこと 「素案」には、以下のような目標が必要です。 ①自立した社会性のある大人への成長 ②子どもの視点に立ったまちづくり ③権利侵害からの救済 (3)条例の具体的な内容 「条例」は、子どもの権利を保障するために総合的な内容を定める「子どもの権利を尊重する総合的な条例」であることが必要です。 「素案」には、以下のような内容が盛り込まれる必要があります。 ①子どもの権利を侵害された場合に相談できる救済機関の設置に関する規定 子どもの権利を明記するならば、それが侵害された時の毅然とした対応が求められます。職務の遂行について利害関係を有しないものの中から市長によって委嘱された人員で運営される救済機関の設置が必要です。「素案」には、それが欠落しています。 ②計画の策定と推進 子どもに関する施策を推進するための計画策定や、施策の推進・検証のための附属機関の設置に関する規定が必要です。 ③責務の明確化 自治体、保護者、学校、住民等の責務や役割を明確にする規定が必要です。「素案」では、多くの条文の語尾が「～するものとする」となっています。これは、取扱いの方針や原則を宣言する表現、あるいは裁量の余地と曖昧さを残す表現です。スピード感をもって誠実に確固として課題を解決していくという表現にすることが必要です。「素案」を提言されたということは、昨今起きている子どもをめぐる深刻な事態を前にして本腰を挙げて推進するという決意の表れであると解します。だとすれば、それを具現化し実行力のある表現が必要です。 ④財政措置の明確化 条例推進のための子ども・保護者、学校等への財政措置と、自治体の責務の規定は必要です。 ⑤子どもの権利条約及び4つの原則と権利条項等の位置づけ ア) 日本政府は、日本語訳で「児童の権利に関する条約」としていますが、原文の「child」を「児童」と訳すことはありません。「児童」と表記することによって、「子ども」の範囲を狭めることにもなりかねません。教育関係機関等で「児童・生徒」という場合の「児童」は、小学校の学齢期を指すことは自明です。また、こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達過程にある人を「こども」としています。したがって、子どもの権利条約と表記することが適切であると考えます。 イ) 「素案」の基本理念には、「児童の権利に関する条約」(=子どもの権利条約)の4つの原則に当たる内容が明記されていますが、「児童の権利に関する条約」という文言がありません。「解説」だけでなく基本理念の前文にこそ「子どもの権利条約」を明記すべきです。 また「素案」は、こども基本法を基本にしていますが、こども基本法は、子どもの権利条約の趣旨に沿って制定されたものです。したがって、まずは子どもの権利条約を位置付けたうえで、「こども基本法」を併記するべきではないでしょうか。なお、子どもの権利条約と併せて最上位法である日本国憲法の位置づけは必須です。 ウ) 「素案」には、子どもの権利条約の4つの原則が位置付けられていますが、権利の内容が、明記されていません。4つの原則のそれぞれにおいて、どのような権利が保障されなければならないかは重要です。明記することで、滑川市民全体が、尊重しなければならない子どもの権利にはどのようなものがあるかを理解し、子どもの権利が尊重され権利侵害が起きない社会を目指す主体となることができるのではないのでしょうか。</p>	

(ご提出いただいた意見について、原文の趣旨を損なわないよう適宜、要約しています。ご了承ください。)